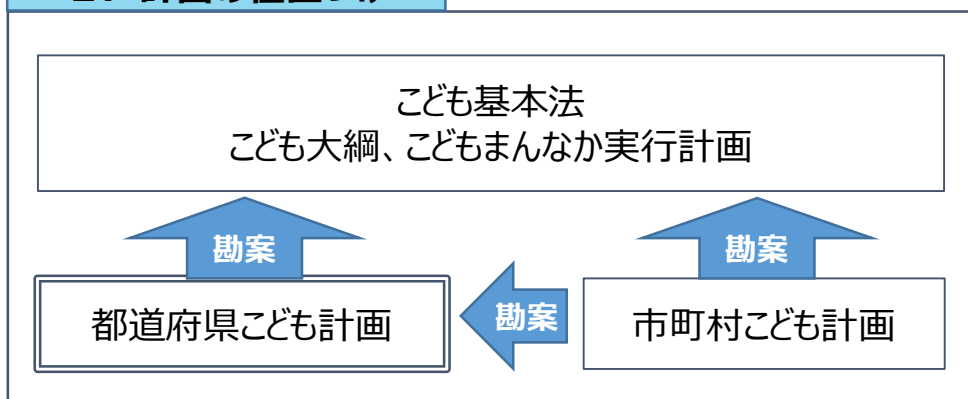


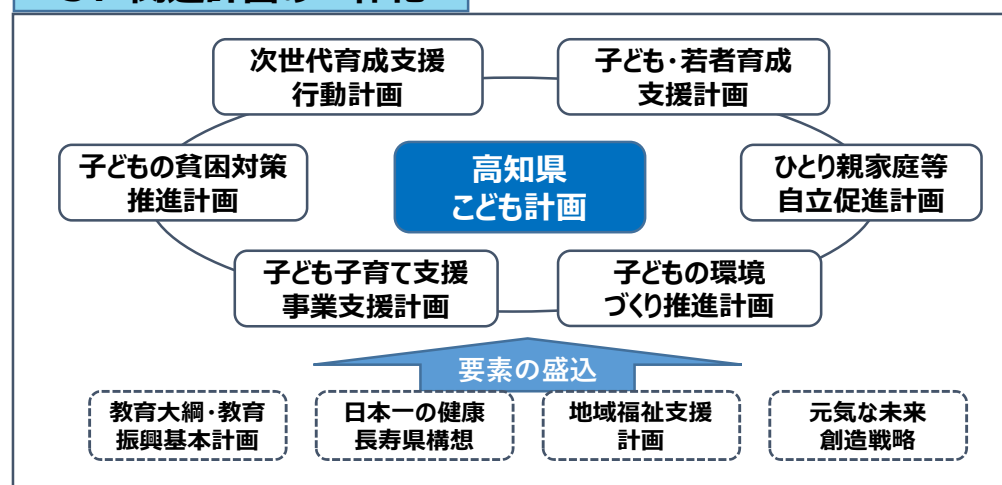
1. 計画策定の趣旨

関係法令等	こども基本法第10条、こども大綱、こどもまんなか実行計画、高知県子ども条例
計画期間	令和7～11年度の5年間
計画理念	すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる高知県 ～豊かな自然の中で夢を持ってのびのびと遊び、学んで心豊かに成長できる高知家～
取組方針	- 理念の実現のために、「こども大綱」に示されている6つの方針に基づき、こども施策に取り組む - こどもの意見表明権が保障されていることを認識し、こどもの意見を踏まえてニーズに沿った取組を展開
検討主体	高知県少子化対策推進県民会議（こども計画策定部会） ・子育て支援、幼児保育、PTA、児童福祉、保健・医療、労働関係、青年、子育て当事者、有識者等の代表者12名で構成

2. 計画の位置づけ



3. 関連計画の一体化



4. 策定スケジュール

